委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事	(◉市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県		
3. 市区町村名	加須市		
4. 届出番号	11		
5. 独自利用事務の事例番号	9-2		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.kazo.lg,jp/d00100/d01400/d01500/index.html		

執行機関名 加須市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定める もの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		加須市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第28 の項 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定める もの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第一条	加須市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 9 へく国氏は、 <u>児里</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。	第1条 この要綱は、在宅の小児慢性特定疾患児小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、小児慢性特定疾患児小児慢性特定疾病児童の日常生活における便宜を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加須市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付要綱